

## 令和 7 年第 5 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 26 日(月)午後 1 時 30 分から 2 時 18 分

2. 開催場所 安芸市役所 2 階 会議室

3. 出席農業委員(11 人)

|         |      |        |
|---------|------|--------|
| 会長      | 1 番  | 内川 昭二  |
| 会長職務代理者 | 2 番  | 大久保暢夫  |
| 会長職務代理者 | 3 番  | 樋口なぎさ  |
|         | 5 番  | 川島 一義  |
|         | 6 番  | 栗山 浩和  |
|         | 8 番  | 有澤 節子  |
|         | 10 番 | 公文 啓子  |
|         | 11 番 | 千光士伊勢男 |
|         | 12 番 | 小松 昭則  |
|         | 13 番 | 小松 豊喜  |
|         | 14 番 | 小松 昌平  |

4. 欠席農業委員(2 人)

|     |       |
|-----|-------|
| 4 番 | 西岡 秀輝 |
| 9 番 | 福本 隆憲 |

5. 出席農地利用最適化推進委員(5 人)

|     |       |
|-----|-------|
| 安芸町 | 渡辺 禎宏 |
| 土居  | 入交 大輔 |
| 井ノ口 | 西岡 大作 |
| 畑山  | 小松 光正 |
| 穴内  | 長野 榮徳 |

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 届出について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 3 条許可申請について   |

報告第 3 号 農地法第 4 条届出について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)について

議案第 8 号 令和 7 年度農業者年金加入推進活動計画決定について

その他

#### 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮一仁

事務局次長兼振興係長 小松亜矢

事務局農地係長 弘井恭介

#### 9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。  
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。  
定数 13 人、欠席 2 人、出席数 11 人であります。  
欠席委員の 4 番の西岡委員、9 番の福本委員からは、それぞれ所用のため欠席の届出があっております。  
次に、事務の概要報告をいたします。  
7 日に、市役所で開催された安芸市農業再生協議会幹事会に小松次長が出席しました。  
また、15 日に安芸市で開催されました高知県 11 市農業委員会定例会に内川会長、私及び小松次長が出席しました。  
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、公文啓子委員、及び小松昭則委員を指名いたします。

議長            それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局        議案書は 1 ページをお開きください。

(小松)        報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届け出についてです。

今回は、6 件の届出が出ています。

届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の 23 筆で、面積は合計で 4,803.19 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内ほかの 11 筆で、面積は合計で 3,083 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の 1 筆で、面積は 115 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 4 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の 2 筆で、面積は合計で 1,543 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 5 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内ほかの 27 筆で、面積は合計で 8,927.91 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 6 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の 25 筆で、面積は合計で 8,851.30 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長       ただいまの報告第1号 農地法第3条の3届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長       質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長       続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、まず、申請番号①を事務局が説明いたします。

事務局  
(小松)     議案第2号、農地法第3条許可申請(申請番号①)について説明いたします。議案署は7ページになります。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり黒鳥の1筆で、面積は204 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権移転の申請で、野菜(芋)の栽培を予定しております。所在地は、8ページに地図を掲載しております。黒鳥公民館の北東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻やナスを合計で7,829 m<sup>2</sup>栽培し農業を営んでいます。申請地には芋の栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間330日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には芋の栽培が予定されており、

地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、5月13日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

申請番号①の説明は以上となります。

議長 現地確認委員の報告を川島一義委員、お願いします。

川島委員 5月13日に現地確認しました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。  
別にないようですので、採決いたします。  
議案第2号(申請番号①)について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。  
よって、議案第2号(申請番号①)については、原案どおり決定いたしました。

議長 次に、申請番号②については、小松昌平委員が関係者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

議長 それでは、申請番号②を事務局が説明いたします。

事務局 申請番号2番です。議案書は7ページです。  
(小松) 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は合計895㎡です。  
贈与による所有権移転の申請で、ユズや柿、野菜の栽培を予定しています。  
所在地につきましては、9ページに地図がございます。井ノローノ宮団地の南方向にある農地です。  
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。  
次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査

書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は会社員ですがこれまでに 15 年ほど農作業の経験もあり、今回の申請地では既に栽培されているユズや柿、野菜の栽培管理を行っていく予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 250 日が 1 名と 50 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

すみません。A3 調査書の譲受人と譲渡人の記載が逆になっておりますので、訂正をお願いいたします。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズや柿、野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

現地につきましては、5 月 9 日に小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、西岡大作委員、お願いします。

西岡委員 申請番号②です。5 月 9 日に確認しました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別に無いようですので、採決いたします。

『議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請(申請番号②)について』は、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。  
よって、『議案第2号、農地法第3条許可申請(申請番号②)について』は原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、報告第3号、農地法第4条届出についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 報告第3号、農地法第4条届出について説明いたします。  
(弘井) 議案書は10ページをご覧ください。  
農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自身の農地に200㎡以内の農業用施設を建てる場合は届出を行うだけでよく、今回は1件の届出がありました。  
届出番号1番、申請者、申請地は議案書に記載のとおり、となっています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、11ページに地図を載せております。こちらは、穴内地区にある農地です。写真のとおり現在、既に農業用倉庫が1棟建っており、事後になりますが今回届出を行ったもので、始末書も提出されております。5月14日に小松昭則委員、長野榮徳委員に現地確認していただきました。周辺の農地からは同意も得ております。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第3号農地法第4条届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されております。議案書は12ページをご覧ください。  
(弘井) 申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面

積は6筆合計で2,263 m<sup>2</sup>、転用目的は残土及び資材置場の整備です。場所は13ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は、下尾川の堆肥施設の南に隣接する農地です。現地確認は5月9日に小松豊喜委員、小松光正委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は建設業を営んでいますが残土置場が必要だったことから、前代表者がその用途のため利用を始めました。以来、長年に渡り無許可で転用している状態が続いています。この度、この状態を解消すべく申請を行うものです。申請地の現在の所有者は前代表者の妻と子ですが、利用を開始した時点では前代表者の所有地であったため、自己所有地の中から必要面積を確保できる当該申請地を選定したもので、ほかに適した用地もないことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、こちらも既設のため、既に転用が完了しています。計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、残土及び資材置場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は同意のある農地、南側及び西側は県道、東側は河川です。生活排水が発生する施設の設置はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、小松豊喜委員お願いします。

豊喜委員 5月9日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

昌平委員 ちょっと気になるのが、横を川が流れているのが、気になります。建設業がやる

ことやし、ちゃんとしちゅうと思うけど、川へ流れてとかメディアとかでも聞くき、気になって。

事務局 (弘井) 河川からは、ちょっと距離もあります。今の状況になるまでに年数も経っているところもあり、大丈夫かと判断しています。

議長 ほかに意見が無いようですので、採決いたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。  
よって、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは説明いたします。議案書は14ページです。今回は2件の届出がありました。  
借主が同一ですので、届出番号1番と届出番号2番を併せて説明します。  
賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりそれぞれ穴内の1筆です。  
地目は田で、面積はそれぞれ671㎡と535㎡です。令和6年12月と10月からそれぞれ5年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長            それでは、議案第 6 号、非農地証明願いについてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局  
(弘井)        議案第 6 号、非農地証明願いについて、説明いたします。  
議案書は 15 ページです。今回は 3 件の申請が出ております。  
それでは、申請番号 1 番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は 747 m<sup>2</sup>となっております。所在地の地図は 16 ページに掲載しております。津久茂公民館の北東方向、西浜地区にある農地で、現在は山林化しています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。  
現地ですが、平成 13 年頃から耕作者がいなくなり山林化したものです。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、山林であったため、事前に私が現地近くまで行き写真を撮影し、5 月 13 日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に写真により確認していただきました。  
次に、申請番号 2 番。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は 3 筆合計で 488 m<sup>2</sup>となっております。所在地の地図は、17 ページに掲載しております。栃ノ木東地集会所が建っている土地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地ですが、3 筆ありまして、1009 番は平成 26 年に農地法第 4 条許可が出ています。1010 番及び 1011 番 1 の 2 筆に関しては、平成 4 年頃より集会所用地として利用され、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、5 月 9 日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。  
次に、申請番号 3 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は畑で、面積は 72 m<sup>2</sup>となっております。所在地の地図は 18 ページに掲載しております。先ほどの 4 条の届出の近くで、穴内地区にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。現地につきましては、昭和 35 年頃、現所有者の祖父が牛小屋を建築、その後、倉庫として利用し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明諸発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、5 月 14 日に小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長            現地確認委員の報告を、申請番号①を公文啓子委員、申請番号②を小松光正委員、

申請番号③を小松昭則委員お願いします。

公文委員 申請番号①です。写真によって確認しました。間違いありません。

光正委員 申請番号②です。5月9日に現地確認してきました。報告のとおりです。

昭則委員 申請番号③です。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決いたします。

議案第6号、非農地証明願いを、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第6号、非農地証明願いについては、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号 安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)についてを議題とし事務局が説明いたします。

事務局 議案第7号について説明いたします。

(弘井) これは、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について安芸市長から意見を求められたものです。

それでは、整理番号1番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。所在地は21ページに地図を掲載しております。川北江川地区、江川消防団の屯所から北西方向にある農地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外が決定した後、農地法第5条の申請を行い、自己住宅を建築する予定となっております。

次に、農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3の変更案件の除外理由書でご説明いたします。除外の6要件、これらが全て満たされていないと除外は認められないということになります。第1号、必要性、規模の妥当性、代替性についてですが、除外後の転用者は現在、安芸市内県営住宅に家族3人で住んでいますが、子どもが大きくなり手狭となってきたため住宅用地を探して

いました。申請地は両親の家から近く、将来の介護等について考慮していることから、必要性があると認められます。規模の妥当性につきましては、859 m<sup>2</sup>と個人住宅用地としてはちょっと広めですが、土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の妥当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては第1種農地になると判断しています。理由は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるためです。第1種農地は原則転用が許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により転用許可は可能であると考えています。

代替性につきましては、両親の家の近く利便性及び集落維持のため農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

第2号、地域計画への支障については、計画から除外する予定であり、支障ないと判断しています。

第3号、農業上の土地利用の支障については、申請地の南側及び東側の一部は宅地であり、土地利用への支障はないと判断しています。

第4号、農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近で集積の予定はなく、支障がないと判断しています。

第5号、農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

第6号、土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当しているため、高知県農業政策課に連絡しています。

つづきまして、整理番号2番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおり。所在地は22ページに地図を掲載しております。先ほどの整理番号1番の北にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外が決定した後、農地法第5条の申請を行い、こちらも自己住宅を建築する予定となっております。

次に、農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の変更案件の除外理由書で説明いたします。

除外の6要件の第1号、必要性、規模の適当性、代替性についてですが、除外後の転用者は現在、申請地西側の住宅に母親と犬2匹と居住しているが、狭小なうえ老朽化が進んでおり地震等が心配な状況です。母親と経営しているヘルパーステーションに隣接しており、必要性があると認められます。規模の適当性につきましては、こちらも1,065 m<sup>2</sup>と個人住宅用地としては広めですが、土地利用

計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては、第1種農地になると判断しています。理由は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるためです。第1種農地は原則転用が許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により転用許可は可能であると考えています。

代替性につきましては、現住宅及び職場が隣接しているため、利便性及び集落維持のため、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

第2号、地域計画への支障については、計画から除外する予定であり支障ないと判断しています。

第3号、農業上の土地利用の支障につきましては、申請地の西側は宅地であり、土地利用への支障はないと判断しています。

第4号、農用地の利用の集積への支障につきましては、申請地付近で集積の予定はなく支障がないと判断しています。

第5号、農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、周辺に該当する施設がないため、支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

第6号、土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施しておりません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当しているため、既に高知県農業政策課に連絡を済ませています。

つづきまして、用途区分変更についてご説明させていただきます。議案書の20ページをご覧ください。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。位置につきましては、23ページに地図を掲載しております。井ノ口地区にある農地となっております。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、変更後は農地法第4条の申請を行い、農業用倉庫として転用する計画です。議案書で説明いたします。こちらの農地は土地改良事業等は実施しておりません。また中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象とはなっていません。説明は以上です。

議長            それでは、審議をお願いします。

豊喜委員      500㎡までの制限がなくなった？850㎡とか1,000㎡とか、だんだん大きくなって、個人住宅で300坪とは違和感を感じる。

事務局 (弘井) 以前は 500 m<sup>2</sup>までの制限がありましたが、今は土地利用計画図で計画が立っておれば、500 m<sup>2</sup>超えるからといって許可が出ないことはないという県から聞いています。今回、たしかに広いと思ったのでそれぞれ確認をしました。①は運転手をしていて、仕事用のトラックを 2 台置くスペースや転回するスペースがいと聞いています。②は駐車スペースのほかにドッグランのスペースの計画などがあるということで図面を出し直してもらって確認をしました。

局長 農家住宅なら 500 m<sup>2</sup>超えても大丈夫？

事務局 (弘井) 農家住宅は 500 m<sup>2</sup>超えても大丈夫ですが、今は個人住宅で 500 m<sup>2</sup>超えても土地利用計画図で計画が立っておれば大丈夫と県から聞いています。

豊喜委員 分かりました。

議長 別に(ほかに)なければ、採決いたします。  
議案第 7 号 安芸市農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。  
議案第 7 号 安芸市農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更は、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、『議案第 8 号 令和 7 年度農業者年金加入推進活動計画決定』について、事務局より説明します。

事務局 (小松) 議案第 8 号 令和 7 年度農業者年金加入推進活動計画決定について説明します。議案書は 24 ページになります。  
全体的に昨年度と同様の計画を予定しております。  
1 番目の「今年度の加入目標」は 5 人で、そのうち 20 歳から 39 歳までを 4 人、また女性 1 人を目標としています。  
2 番目の「推進体制」も昨年同様、農業委員 1 人と事務局職員 1 人の計 2 人が推進班体制となります。  
3 番目の「加入対象名簿」は 20 人登載しております。  
4 番目の「加入推進強化月間」については、8 月から 10 月までを設定しており、

5 番目にありますように「戸別訪問の実施」を計画しております。

6 番目の「加入推進対策会議及び研修会の実施につきましては、まず本日の定例会で今年度の活動計画を承認いただきます。次に、昨年度は 11 月の定例会終了後に農業者年金制度の勉強会を開催しましたが、今年度もそのように勉強会の開催を考えております。

7 番目の「加入対象者に対する説明会等の実施」につきましては、11 月に年金相談会、12 月の青色申告会開催前後での制度説明会を計画しております。

8 番目の「広報普及活動」としまして、今年度も広報あき 6 月号に現況届の提出依頼とともに加入 P R 文を掲載しております。

また、農業委員会窓口での推進チラシの設置や加入対象者に対してパンフレット送付なども予定しております。

説明は以上となります。

議長

それでは、審議をお願いします。

別になければ、採決いたします。

議案第 8 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長

全員賛成です。

よって、議案第 8 号 令和 7 年度農業者年金加入推進活動計画決定については、原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局

みなさんに、地域計画のアンケートにご協力くださいというチラシを配布しておりますが、こちら、昨年度 3 月末に地域計画が策定され、今年度から実施段階に移ってきておりますが、地域計画の進め方などについてのアンケートの協力依頼となっております。ちょっと面倒ですが、Q R コードもしくは記載の U R L からアクセスしていただいて、パソコンかスマホで回答のご協力をお願いいたします。

6 月定例会は、6 月 25 日(水)です。

以上です。

議長        以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

事務局長   起立、礼

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

安芸市農業委員会  
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員